

| | |
|------------------|---|
| Title | 韓国の性犯罪者電子監視法(翻訳) |
| Sub Title | Sex offender electronic monitoring act of Korea |
| Author | 太田, 達也(Ota,Tatsuya) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 2009 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.82, No.4 (2009. 4) ,p.103- 114 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 資料 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20090428-0103 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

韓国の性犯罪者電子監視法（翻訳）

太田達也／訳

特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置
装着に関する法律

制 定 二〇〇七年四月二七日法律第八三九四号
一部改正 二〇〇八年六月一三日法律第九一一二号

第一章 総 則

第一条（目的） この法は、性暴力犯罪者の再犯防止と性
行の矯正を通じた再社会化のため、その行跡を追跡し、
位置を確認することができる電子装置を身体に装着する
付加的な措置を取ることによって性暴力犯罪から国民を
保護することを目的とする。

第二条（定義） この法で使用する用語の定義は、次の通

りとする。「二〇〇七年八月三日改正」（注）

一 「性暴力犯罪」とは、次の各目の犯罪をいう。

イ 「刑法」第三章強姦とわいせつの罪のうち第二九
七条（強姦）、第二九八条（強制わいせつ）、第二九九
条（準強姦、準強制わいせつ）、第三〇〇条（未遂犯）、
第三〇一条（強姦等傷害、致傷）、第三〇一条の二
（強姦等殺人、致死）、第三〇二条（未成年者等に対す
る姦淫）、第三〇三条（業務上威力等による姦淫）、第
三〇五条（未成年者に対する姦淫、わいせつ）及び第
三三九条（強盗強姦）の罪

ロ 「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律」
第五条（特殊強盗強姦等）乃至第十二条（未遂犯）の
罪

ハ 「青少年の性保護に関する法律」第七条（青少年に

対する強姦、強制わいせつ等)の罪

二 イからロまでの罪として他の法律により加重処罰される罪

二 「位置追跡電子装置(以下「電子装置」という。))とは、電磁波を発信して追跡する原理を利用して位置を確認するか、移動経路を探知する一連の機械的設備として大統領令で定めるものという。

第三条(国家の責務) 国家は、この法の執行過程で国民の人權が不当に侵害されないよう注意しなければならない。

第四条(適用範囲) 満一九歳未満の者に対しては、この法による電子装置を装着することができない。

第二章 懲役刑終了後の電子装置装着

第五条(電子装置装着命令の請求) ① 検事は、次の各号の一に該当し、性暴力犯罪を再び犯す危険性があると認める者に対し、電子装置を装着する命令(以下「装着命令」という。)を裁判所に請求することができる。

〇〇八年六月一三日改正

一 性暴力犯罪で二回以上懲役刑の実刑を宣告され、そ

の刑期の合計が三年以上である者が、その執行を終了した後又は執行が免除された後五年以内に性暴力犯罪を行ったとき

二 この法による電子装置を装着された前歴がある者が再び性暴力犯罪を行ったとき

三 性暴力犯罪を二回以上犯し、その習癖が認められるとき

四 一三歳未満の者に対して性暴力犯罪を行ったとき

② 第一項の請求は、公訴が提起された性暴力犯罪事件の第一審判決の宣告前までにしなければならない。

③ 裁判所は、公訴が提起された性暴力犯罪事件を審理した結果、装着命令を宣告する必要があると認めるときは、検事に装着命令の請求を要求することができる。

④ 第一項各号の性暴力犯罪事件に対し判決の確定がないまま公訴が提起されたときから一五年が経過した場合に、装着命令を請求することができない。

第六条(調査) ① 検事は、装着命令を請求するため必

要と認めるときには被疑者の居住地又は所属検察庁(支庁を含む。以下同じ。)所在地を管轄する保護観察所(支庁を含む。以下同じ。)の長に犯罪の動機、被害者との関係、心理状態、再犯の危険性など被疑者に関して必

要な事項の調査を要請することができる。

② 第一項の要請を受けた保護観察所の長は、調査する保護観察官を指名しなければならない。

③ 第二項により指名された保護観察官は、検事の指揮を受け、遅滞なく、必要な事項を調査した後、検事に調査報告書を提出しなければならない。

④ 検事は、装着命令を請求するにあたって必要な場合には、被疑者に対する精神鑑定その他の専門家の診断等の結果を参考にしなければならない。

第七条（装着命令請求事件の管轄） ① 装着命令請求事件の管轄は、装着命令請求事件と同時に審理する性暴力犯罪事件の管轄に拠る。

② 装着命令請求事件の第一審裁判は、地方裁判所合議部（地方裁判所支所合議部を含む。以下同じ。）の管轄とする。

第八条（装着命令請求書の記載事項等） ① 装着命令請求書には、次の各号の事項を記載しなければならない。

- 一 装着命令請求対象者（以下「被装着命令請求者」という。）の姓名その他被装着命令請求者を特定することができる事項

二 請求の原因となる事実

三 適用法条

四 その他大統領令で定める事項

② 裁判所は、装着命令請求があるときには、遅滞なく、装着命令請求書の副本を被装着命令請求者又はその弁護士に送付しなければならない。この場合、性暴力犯罪事件に対する公訴提起と同時に装着命令請求があるときには第一回公判期日五日前まで、性暴力犯罪事件の審理中に装着命令請求があるときには次の公判期日五日前までに送付しなければならない。

第九条（装着命令の判決等） ① 裁判所は、装着命令請求が理由あると認めるときには、一〇年の範囲内で装着期間を定め、判決で装着命令を宣告しなければならない。「二〇〇八年六月二三日改正」

② 裁判所は、次の各号の一に該当するときには、判決で装着命令請求を棄却しなければならない。「二〇〇八年六月一三日改正」

- 一 装着命令請求に理由がないと認めるとき
- 二 性暴力犯罪事件に対し無罪（心神喪失を理由として治療監護が宣告された場合を除く。）、免訴、公訴棄却の判決又は決定を宣告するとき

三 性暴力犯罪事件に対し罰金刑を宣告するとき

四 性暴力犯罪事件に対し宣告猶予又は執行猶予を宣告するとき(第二八条第一項により電子装置装着を命じるときを除く。)

③ 装着命令請求事件の判決は、性暴力犯罪事件の判決と同時に宣告しなければならない。

④ 装着命令宣告の判決理由には、要件となる事実、証拠の要旨及び適用法条を明示しなければならない。

⑤ 装着命令の宣告は、性暴力犯罪事件の量刑に有利に斟酌されてはならない。

⑥ 性暴力犯罪事件の判決に対し上訴及び上訴の放棄又は取下げがあるときには、装着命令請求事件の判決に対しても上訴及び上訴の放棄又は取下げがあるものと見なす。

上訴権回復、再審の請求又は非常上告があるときも、また同じとする。

⑦ 第六項の規定にもかかわらず、検事又は被装着命令請求者及び「刑事訴訟法」第三〇条又は第三四一条に規定された者は、装着命令に対し独立して上訴及び上訴の放棄又は取下げをすることができる。上訴権回復、再審の請求又は非常上告の場合も、また同じとする。

第九条の二(遵守事項) ① 裁判所は、第九条第一項により装着命令を宣告する場合、次の各号の遵守事項のうち

一つ以上を付加することができる。

一 夜間など特定時間帯の外出制限

二 特定地域・場所への立入禁止

三 被害者等特定人への接近禁止

四 性暴力治療プログラムの履修

五 その他装着命令の宣告を受ける者の再犯防止と性行矯正のために必要な事項

② 第一項第一号乃至第三号及び第五号の遵守期間は、第九条第一項による装着期間とし、第一項第四号は五〇〇時間の範囲内でその期間を定めなければならない。但し、裁判所は、装着期間の範囲内で第一項第一号乃至第三号及び第五号の遵守期間を定めることができる。〔二〇〇八年六月一三日本条追加〕

第一〇条(装着命令判決等の通知) ① 裁判所は、第九

条により装着命令を宣告したときには、その判決が確定した日から三日以内に装着命令の宣告を受けた者(以下「被装着命令者」という。)の住居地を管轄する保護観察所の長に判決文の謄本を送付しなければならない。

② 矯正所、少年矯正所、拘留所、治療監護所及び群矯正所の長(以下「矯正所長等」という。)は、被装着命令者が釈放される五日前までに被装着命令者の住居地を管

轄する保護観察所の長にその事実を通報しなければならない。〔二〇〇八年六月二三日改正〕

第一条（国選弁護士等） 「刑事訴訟法」第二八二条及び

第二八三条は、第五条第一項に該当する者に対する装着命令請求事件に関して準用する。

第二条（執行指揮） ① 装着命令は、検事の指揮を受け、保護観察官が執行する。

② 第一項による指揮は、判決文謄本を貼付した書面で行う。

第三条（装着命令の執行） ① 装着命令は、性暴力犯罪事件に対する刑の執行が終了するか免除若しくは仮釈放される日又は治療監護の執行が終了若しくは仮終了となる日、釈放直前に被装着命令者の身体に電子装置を装着することによって執行する。〔二〇〇八年六月一三日改正〕

② 装着命令の執行は、身体の完全性を害しない範囲内でなされなければならない。

③ 次の各号の一に該当するときには、装着命令の執行は停止する。〔二〇〇八年六月二三日改正〕

一 装着命令の執行中、他の罪をおかし、拘束令状の執行を受け拘禁されたとき

二 装着命令の執行中、他の罪をおかし、禁錮以上の刑の執行を受けるようになったとき

三 仮釈放又は仮終了となった者に対し、電子装置装着期間の間、仮釈放又は仮終了が取り消されるか失効したとき

④ 第三項により執行が停止した装着命令の残余期間に対しては、次の各号の区分に従い執行する。〔二〇〇八年六月一三日改正〕

一 第三項第一号の場合には、拘禁が解除されるか禁錮以上の刑の執行を受けないことが確定したときから、その残余期間を執行する。

二 第三項第二号の場合には、その刑の執行が終了するか免除された後又は仮釈放されたときから、その残余期間を執行する。

三 第三項第三号の場合には、その刑や治療監護の執行が終了し、又は免除された後その残余期間を執行する。⑤ そのほか、装着命令の執行及び停止に関して必要な事項は大統領令で定める。

第四条（被装着者の義務） ① 電子装置が装着された者（以下「被装着者」という。）は、電子装置の装着期間中、電子装置を身体から故意に分離・損傷、電波妨害

又は受信資料の変造その他の方法でその機能を害してはならない。

② 被装着者は、住居を移転するか出国するときには、予め保護観察官に申告しなければならない。

第十五条（保護観察官の任務） ① 保護観察官は、被装着者の再犯防止と健全な社会復帰のため必要な指導と援護を行う。

② 保護観察官は、電子装置装着期間中、被装着者の所在地近隣の医療機関での治療、相談施設での相談治療等被装着者の再犯防止のため必要な措置を行うことができる。

第一六条（受信資料の保存・使用・廃棄等） ① 保護観察所の長は、被装着者の電子装置から発信される電磁波を受信し、その資料（以下「受信資料」という。）を保存しなければならない。

② 受信資料は、次の各号の場合のほかは閲覧、照会又は公開することができない。

一 被装着者の性暴力犯罪の嫌疑に対する捜査又は裁判資料として使用する場合

二 保護観察官が指導又は援護を目的として使用する場合

三 「保護観察等に関する法律」第五条による保護観察

審査委員会（以下「審査委員会」という。）の装着命令仮解除とその取消に関する審査のために使用する場

合

③ 保護観察所の長は、被装着者が性暴力犯罪を行ったと疑うに足るだけの相当な理由があるときには、管轄検察庁に通報しなければならない。

④ 検事又は司法警察官は、受信資料を閲覧又は照会する場合、裁判官が発付した押収捜索令状を提示しなければならない。

⑤ 保護観察所の長は、次の各号の一に該当するときには受信資料を廃棄しなければならない。

一 装着命令とともに宣告された刑が「刑の失効等に関する法律」第七条又は「刑法」第八一条により失効したとき

二 装着命令とともに宣告された刑が恩赦によりその効力を喪失したとき

三 電子装置の装着が終了した者が資格停止以上の刑又はこの法による電子装置装着を受けることなく電子装置装着を終了した日から五年が経過したとき

⑥ そのほか受信資料の保存、使用、廃棄等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第一七条（装着命令の仮解除申請等）

① 保護観察所の

長又は被装着者及びその法定代理人は、当該保護観察所を管轄する審査委員会に装着命令の仮解除を申請することができる。

② 第一項の申請は、装着命令の執行が開始された日から三月が経過した後にしなければならない。申請が棄却された場合には、棄却された日から三月が経過した後に再び申請することができる。

③ 第二項により仮解除の申請をするときには、申請書に仮解除の審査に参考となる資料を添付して提出しなければならない。

第一八条（装着命令仮解除の審査及び決定）

① 審査委

員会は、仮解除を審査するときには被装着者の人格、生活態度、装着命令履行状況及び再犯の危険性に対する専門家の意見等を考慮しなければならない。

② 審査委員会は、仮解除の審査のため必要なときには、保護観察所の長に必要な事項を調査させるか被装着者その他関係人を直接召還・尋問又は調査することができる。

③ 第二項の要求を受けた保護観察所の長は、必要な事項を調査し、審査委員会に通報しなければならない。

④ 審査委員会は、被装着者が装着命令を継続執行する必

要がない程度に改善され、再犯の危険性がないと認めるときには、装着命令の仮解除を決定することができる。この場合、被装着者に住居移転状況等を保護観察所の長に定期的に報告するようにすることができる。

⑤ 審査委員会は、装着命令の仮解除をしないことに決定したときには、決定書でその理由を明示しなければならない。

⑥ 第四項により装着命令が仮解除された場合には、第九条の二により付加された遵守事項が仮解除されたものと見なす。二〇〇八年六月一三日追加

第一九条（仮解除の取消し等）

① 保護観察所の長は、

装着命令が仮解除された者が性暴力犯罪を行うか住居移転状況等の報告に応じない等再犯の危険性があると判断されるときには、審査委員会に仮解除の取消しを申請することができる。この場合、審査委員会は、仮解除された者の再犯の危険性が顕著と認められるときには仮解除を取り消さなければならない。

② 第一項により仮解除が取り消された者は、残余装着命令期間の間、電子装置を装着しなければならない。この場合、仮解除期間は、装着命令期間に算入しない。

第二〇条（装着命令執行の終了） 第九条により宣告され

た装着命令は、次の各号の一に該当するとき、その執行が終了する。〔二〇〇八年六月一三日改正〕

一 装着命令期間が経過したとき

二 装着命令とともに宣告した刑が恩赦になり、その宣告の効力を喪失するに至ったとき

三 〔二〇〇八年六月一三日削除〕

四 装着命令が仮解除となった者が、その仮解除が取り消されることなく残余装着命令期間を経過したとき

第二条（装着命令の時効） ① 被装着命令者は、その判決が確定した後、執行を受けず、一緒に宣告された性暴力犯罪事件の刑の時効が完成した場合、その執行は免除される。

② 装着命令の時効は、被装着命令者を逮捕することによって中断される。

第三章 仮釈放及び仮終了等と電子装置装着

第二条（仮釈放と電子装置装着） ① 第九条による装着命令判決を宣告されなかった性暴力犯罪者として刑の

執行中、仮釈放され、保護観察を受けるようになる者は、遵守事項の履行有無の確認等のため、仮釈放期間中、電

子装置を装着しなければならない。

② 審査委員会は、第一項により電子装置を装着するようになる者の住居地を管轄する保護観察所の長に仮釈放者の人的事項等電子装置装着に必要な事項を直ちに通報しなければならない。

③ 矯正所長等は、仮釈放予定者が釈放される五日前までに、その住居地を管轄する保護観察所の長にその事実を通報しなければならない。

第三条（仮終了等と電子装置装着） ① 「治療監護法」第三七条による治療監護審議委員会（以下「治療監護審議委員会」という。）は、第九条による装着命令判決を宣告されなかった性暴力犯罪者として治療監護の執行中、仮終了又は治療委託される被治療監護者に対し、同法による遵守事項の履行有無確認等のため保護観察期間の範囲内で期間を定め、電子装置を装着するようにすることができる。〔二〇〇八年六月一三日改正〕

② 治療監護審議委員会は、第一項により電子装置装着を決定した場合には、直ちに被装着決定者の住居地を管轄する保護観察所の長に通報しなければならない。

③ 治療監護所の長は、被治療監護者が仮終了又は治療委託となる五日前までに、被治療監護者の住居地を管轄す

る保護観察所の長にその事実を通報しなければならない。

第二四条（電子装置の装着）

① 電子装置の装着は、保護観察官が執行する。

② 電子装置は、次の各号の一に該当するとき、釈放直前に装着する。

一 仮釈放になる日

二 仮終了になるか治療委託となる日。但し、治療監視と刑が併科された仮終了者の場合、執行する残余刑期があるときには、その刑の執行が終了するか免除される日に装着する。

③ 電子装置装着執行中、保護観察遵守事項違反で留置許可状の執行を受け留置されたときには装着の執行は停止する。この場合、審査委員会が保護観察所の長の仮釈放取消し申請を棄却した日又は法務部長官が審査委員会の許可申請を許さなかった日からその残余期間を執行する。

第二五条（装着の執行終了） 第二二条及び第二三条による電子装置装着は、次の各号の一に該当するとき、その執行は終了する。

一 仮釈放期間が経過するか仮釈放が失効又は取り消されたとき

二 仮終了となった者又は治療委託になった者の装着期

間が経過するか保護観察が終了したとき

三 仮釈放された刑が恩赦になって刑の宣告の効力が喪失するに至ったとき

四 装着期間中、他の罪を犯し、禁錮以上の刑の執行を受けるに至ったとき

第二六条（受信資料の活用） 保護観察官は、受信資料を、遵守事項の履行有無確認等「保護観察等に関する法律」による保護観察対象者の指導・監督及び援護に活用することができる。

第二七条（準用） この章による電子装置装着に関しては、第一三条第二項・第三項第一号・第四項第一号・第五項、第一四条から第一九条までの規定を準用する。

第四章 刑の執行猶予と装着命令

第二八条（刑の執行猶予と装着命令） ① 裁判所は、性

暴力犯罪を犯した者に対し刑の執行を猶予しながら保護観察を受けることを命じるときには、保護観察期間の範囲内で期間を定め、遵守事項の履行有無の確認等のため電子装置を装着することを命じることができる。

② 裁判所は、第一項による装着命令期間中、所在地近隣

の医療機関での治療、指定相談施設での相談治療等対象者の再犯防止のため必要な措置等を課することができる。

- ③ 裁判所は、第一項による電子装置装着を命じるため必要と認めるときには、被告人の住居地又はその裁判所の所在地を管轄する保護観察所の長に犯罪の動機、被害者との関係、心理状態、再犯の危険性等被告人に関して必要な事項の調査を要請することができる。

第二九条（装着命令の執行） ① 装着命令は、電子装置

装着を命じる裁判所の判決が確定したときから執行する。

- ② 装着命令の執行中、保護観察遵守事項違反で留置許可状の執行を受け留置されたときには、装着命令の執行は停止する。この場合、検事が保護観察所の長の執行猶予取消し申請を棄却した日又は裁判所が検事の執行猶予取消し請求を棄却した日からその残余期間を執行する。

第三〇条（装着命令執行の終了） 第二八条の装着命令は、

次の各号の一に該当するとき、その執行は終了する。

- 一 装着命令期間が経過したとき
- 二 執行猶予が失効又は取り消されたとき
- 三 執行猶予された刑が恩赦になり、刑の宣告の効力が喪失するに至ったとき
- 四 他の罪を犯し、禁錮以上の刑の執行を受けるに至つ

たとき

第三一条（準用） この法による装着命令に関しては、第

- 六条、第九条第三項乃至第五項、第一〇条第一項、第一二条、第一三条第二項・第三項第一号・第四項第一号・第五項、第一四条、第一五条第一項、第一六条乃至第一九条及び第二六条を準用する。

第五章 補 則

第三二条（電子装置装着期間の計算） ① 電子装置装着

期間は、これを執行した日から起算し、初日は時間を計算することなく一日に算定する。

- ② 被装着者が電子装置をその身体から分離するか損傷する等その機能を害した期間は、その電子装置装着期間に算入しない。但し、保護観察が付加された者の電子装置装着期間は、保護観察期間を超過することができない。

第三三条（電子装置装着仮解除の擬制） 保護観察が仮解

除となった場合には、電子装置装着が仮解除になったものと見なす。

第三四条（軍法被適用者に対する特則） この法を適用す

るにあたり「軍事裁判所法」第二条第一項各号の一に該

当する者に対しては、軍事裁判所は裁判所の、軍検察官は検事の、軍司法警察官吏は司法警察官吏の、軍矯正所長は矯正所長の、この法による職務を各々行なう。

第三五条（他の法律の適用） この法を適用するにあつては、この法に規定がある場合を除き、その性質に反しない範囲内で「刑事訴訟法」及び「保護観察等に関する法律」の規定を準用する。

第六章 罰 則

第三六条（罰則） ① 電子装置装着業務を担当する者が、正当な理由なく、被装着者の電子装置を解除するか損傷したときには、一年以上の有期懲役に処する。

② 電子装置装着業務を担当する者が、金品を授受・要求又は約束して第一項の罪をおかしたときには、二年以上の有期懲役に処する。

③ 受信資料を管理する者が、第一六条第二項に違反したときは、一年以上の有期懲役に処する。

第三七条（罰則） ① 他人に装着命令を受けさせる目的で公務所又は公務員に対し虚偽の事実を申告するか「刑法」第一五二条第一項の罪を犯したときは、一〇年以下

の懲役に処する。

② 第二章の装着命令請求事件に関して、被装着命令請求者を妨害する目的で「刑法」第一五四条、第二三三条又は第二三四条（虚偽作成診断書の行使に限る）の罪を犯したときは、一〇年以下の懲役又は禁錮に処する。この場合、一〇年以下の資格停止を併科する。

第三八条（罰則） 被装着者が、第一四条（第二七条及び第三一条により準用される場合を含む。）に違反して電子装置の装着期間中、電子装置を身体から故意に分離・損傷、電波妨害、受信資料の変造その他の方法でその機能を害したときは、七年以下の懲役又は二、〇〇〇万ウォン以下の罰金に処する。

第三九条（罰則） ① 被装着者が、第九条の二第一項第三号又は第四号の遵守事項を正当な理由なく違反したときは、三年以下の懲役又は一、〇〇〇万ウォン以下の罰金に処する。

② 被装着者が、第九条の二第一項第一号、第二号又は第五号の遵守事項を正当な理由なく違反したときは、一、〇〇〇万ウォン以下の罰金に処する。

二〇〇八年六月一三日追加

附 則 (二〇〇七年四月二七日第八三九四号)

第一条 (施行日) この法は、二〇〇八年九月一日から施行する。二〇〇八年六月一三日改正

第二条 (装着命令請求に関する経過措置) ① 第五条第

一項の装着命令請求は、この法の施行前に行った性暴力犯罪に対しても適用する。

② この法の施行前に性暴力犯罪を犯し、懲役刑の実刑を宣告された者は、第五条第一項第一号の実刑を宣告されたものと見なす。

③ この法の施行前に行った性暴力犯罪によりその習癖が認められる者は、第五条第一項第三号の習癖が認められるものと見なす。

第三条 (仮釈放又は仮終了時の電子装置装着に関する経過措置) 第二二条及び第二三条による電子装置装着は、

性暴力犯罪を犯し、この法の施行当時、刑の執行又は治療監護の中である者に対しても適用する。

第四条 (執行猶予宣告時の電子装置装着命令に関する経過措置) 第二八条は、性暴力犯罪を犯し、この法の施行当時、裁判中である者に対しても適用する。

附 則 (青少年の性保護に関する法律) (二〇〇七年八月

三日第八六三四号)

第一条 (施行日) この法は、公布後六月が経過した日から施行する。

第二条乃至第六条 省略

第七条 (他の法律の改正) 特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律の一部を次の通り改正する。

第二条第一号八目中「第一〇条」を「第七条」とする。

附 則 (二〇〇八年六月一三日第九一二二号)

この法は、二〇〇八年九月一日から施行する。

(注) 関連法規(青少年の性保護に関する法律)の改正に伴う条文の変更に止まる。